

社会保険庁所管の特別会計の概要

◎年金特別会計

(根拠法令)

特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）

特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）

「国民年金法」（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金の給付等を行う国民年金事業の経理をするとともに、「厚生年金保険法」（昭和 29 年法律第 115 号）及び「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）に基づく被保険者等に対する年金給付、療養給付、その他の保険事業の経営並びに「児童手当法」（昭和 46 年法律第 73 号）に基づく児童手当に関する経理を行うため、「特別会計に関する法律」に基づいて設置されており、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当、業務の七つの勘定に区分されている。

なお、「健康勘定」については、厚生労働省保険局、「児童手当勘定」については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で所管している。

○基礎年金勘定

基礎年金事業の収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理しており、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金を主な財源として基礎年金の給付等を行っている。

○国民年金勘定

老齢福祉年金を除く国民年金事業の収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理しており、保険料及び国庫負担金を主な財源として年金給付等を行っている。

○厚生年金勘定

厚生年金保険事業（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が行う事業を除く。）の保険収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理しており、事業主等から徴収する保険料、国庫負担金及び利子収入を主な財源として、保険給付等を行っている。

○福祉年金勘定

老齢福祉年金事業等の収支（業務勘定に係るものを除く。）を経理しており、国庫負担金を財源として老齢福祉年金等の給付を行っている。

○業務勘定

基礎年金、拠出制国民年金、厚生年金保険事業、福祉年金事業、国が行う健康保険事業及び児童手当拠出金徴収業務における業務取扱い並びに年金相談等に係る収支を経理している。

◎船員保険特別会計

(根拠法令)

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)

特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)

「船員保険法」(昭和14年法律第73号)等に基づく被保険者等に対する療養給付、失業給付、年金給付など船員保険事業の実施に関する経理を行うため、「特別会計に関する法律」に基づいて設置されており、勘定区分はなく(項)によって区分されている。